

---

---

## 近江八幡市民病院整備運営事業

---

---

< 募集要項 別添資料 5 >

近江八幡市民病院整備運営業に係る選定事業者

審査委員会の設置及び運営に関する要綱

平成 13 年 11 月

近江八幡市

## 近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会の設置 及び運営に関する要綱

### (設置)

第 1 条 近江八幡市民病院整備運営事業(以下「当該事業」という。)について、PFI 方式による選定事業者の選定手続き及び提案書の審査を行うため、当該事業に係る選定事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第 2 条 審査委員会は、当該事業に係る選定手続きに係る検討を行い、その経過及び結果を近江八幡市長に報告する。

2 審査委員会は、当該事業に係る提案書等を審査し、優秀提案及び佳作提案をそれぞれ選定し、その経過及び結果を近江八幡市長に報告する。

3 審査委員会は、前 2 項に定めるもののほか、当該任務を遂行するために必要と認める行為を行う。

### (組織)

第 3 条 審査委員会は、市長が委嘱又は任命する委員 15 名以内をもって構成する。

2 委員長は、市長が委員の内から委嘱する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が会議に諮って委員の内から指名する者をもって充てる。

4 市長は、医療、建設、民間資金の活用による公共施設の整備、法務、企業会計、金融及び行政に関して学識経験を有する者及び市職員の中から委員を委嘱又は任命するものとする。

5 委員長は、審査委員会の会議を主宰し、審査委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 会議は、委員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員は、やむを得ず出席できない場合、審議事項に対する意見・評決等をあらかじめ書面で委員長へ提出することができる。この場合においては、第 2 項の規定に関わらず、当該委員は出席したものとみなすことができる。

4 審査委員会は、非公開とする。

### (部会)

第 5 条 審査委員会は、第 2 条に定める任務の遂行に必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会長及び各部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 各部会に副部会長を置き、部会に属する委員のうちから部会長が指名する。

4 部会長は、部会の会議を主宰し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会の運営に関して必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(委員でない者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、審議事項に関して特に専門的学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(責務)

第 7 条 委員は、公平な審査に努めなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、一切、当該事業の提案に参加してはならない。

3 委員は、審査委員会の委員としての任務遂行上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(特別顧問)

第 8 条 市長は、必要と認めるときは、特別顧問を委嘱することができる。

2 委員長は、審査委員会に諮ったうえ、特別顧問に対し、随時意見を求めることができる。

(設置期間)

第 9 条 審査委員会の設置期間は、第 2 条の任務が終了するまでの間とする。

(事務局)

第 10 条 審査委員会の事務局は、市民病院事務部新病院建設整備課に置く。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に必要な事項は、審査委員会に諮り、委員長が別途定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 30 日から施行する。